

# 地域公共交通政策について

---

平成29年8月2日

総合政策局 公共交通政策部

- モータリゼーションの進展により、地域公共交通の位置付けが相対的に低下し、輸送人員が減少。
- 交通事業者の不採算路線からの撤退による地域公共交通ネットワークの減少や運行回数などのサービス水準の大幅な低下が進行するとともに、地域交通を担う民間事業者の経営悪化が進行。

## モータリゼーションの進展と輸送人員の減少

- モータリゼーションが著しく進展



※乗用車保有台数は各年3月末時点、乗合バス(輸送人員)は各年度の数値  
 出典:「自動車輸送統計年報」「自動車検査登録情報協会公表資料」より国土交通省作成

- 輸送人員は大幅に減少

	1990年	2000年	2010年	2014年
乗合バス事業	65億人	48億人	42億人	42億人 (90年に比べ35%減)
地域鉄道	5.1億人	4.3億人	3.8億人	4.0億人 (90年に比べ20%減)

(出典)自動車輸送統計年報、鉄道統計年報及び国土交通省調査

## 地域公共交通サービスの衰退

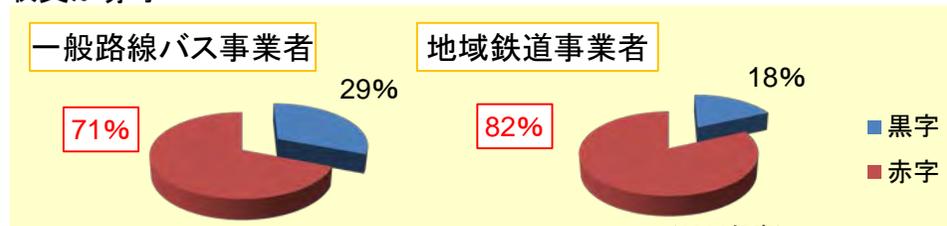
- 一般路線バスについては、2010年度から2014年度までの5年間に約8,000 kmの路線が完全に廃止。  
 鉄軌道については、2000年度から2014年度までの15年間に37路線・約750 kmが廃止。

- 公共交通空白地域の存在

	空白地面積	空白地人口
バス 500m圏外 鉄道 1km圏外	36,477 km <sup>2</sup> (我が国の可住地面積の約30%)	7,351千人 (我が国の人口の5.8%)

(出典)平成23年度国土交通省調査による

- 一般路線バス事業者の7割以上、地域鉄道事業者の8割以上の経常収支が赤字



(保有車両30両以上の事業者(2014年度))

今後の急激な人口減少の下で地域公共交通をめぐる環境はますます厳しいものとなることが想定される。

- 平成19年度制定。
- 地域公共交通の活性化及び再生を図るため、市町村が地域の関係者による協議会を組織して、「地域公共交通総合連携計画」を策定し、同計画に即して関係主体が取組を進める制度を創設。

## 地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針(国のガイドライン)

### 地域公共交通総合連携計画の作成・実施

協議会

市町村、公共交通事業者、道路管理者、  
港湾管理者、公安委員会、住民等

- ・協議会への参加に対する応諾義務
- ・計画作成・変更等の提案制度
- ・協議会参加者の協議結果の尊重義務

#### 地域公共交通総合連携計画(市町村が作成)

- 地域公共交通の活性化・再生に関する計画
- これまでに市町村により601の計画作成
- LRT(Light Rail Transit)の整備、BRT(Bus Rapid Transit)の普及促進、地方鉄道の上下分離(自治体が施設を所有する公有民営方式)等の計画について、実効性を担保する措置(関連法の特例など)を講じ、一定の効果(LRTの整備3件、鉄道の再構築4件)

#### 地域公共交通の活性化・再生



## 交通政策基本法(平成25年12月4日公布・施行)の具体化

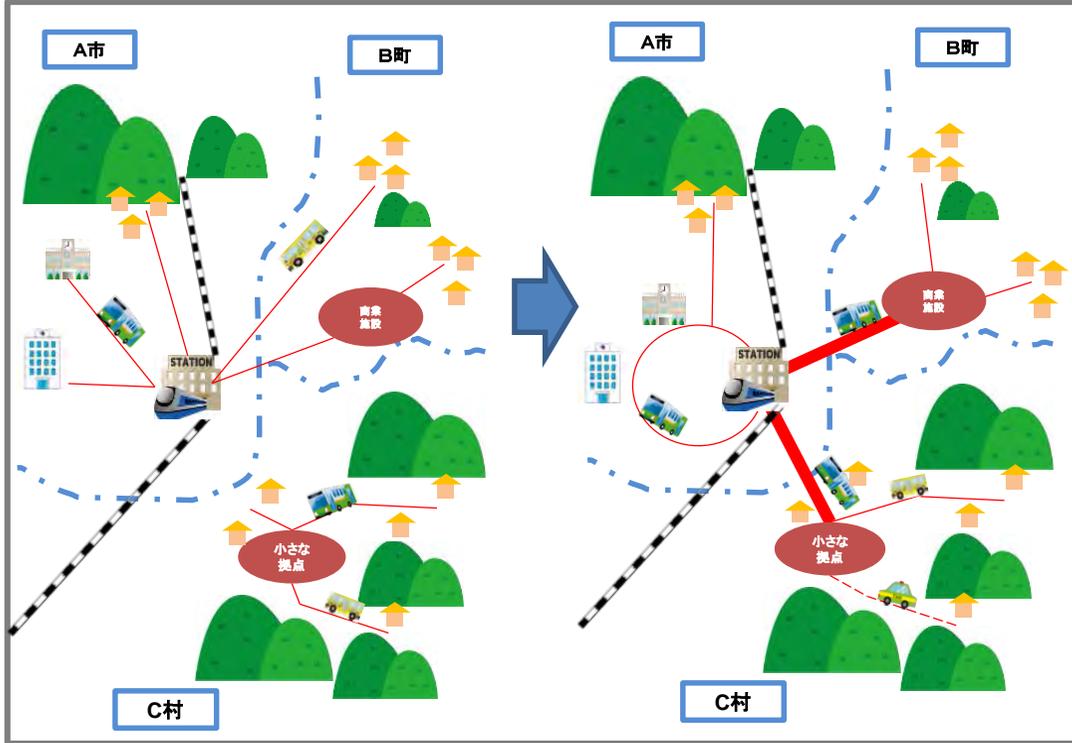
日常生活等に必要不可欠な  
交通手段の確保等

まちづくりの観点からの  
交通施策の促進

関係者相互間の連携と  
協働の促進

等

### 地域公共交通ネットワーク再構築のイメージ



- ◆ 地域住民の通勤・通学・買物・通院といった、日常生活を営む上での交通圏を踏まえて公共交通ネットワークを再構築する。(A市・B町・C村全体で取り組む)
- ◆ 拠点間や拠点と居住をネットワークで結び、移動の利便性を向上させる。
- ◆ それぞれの路線の役割を明確化し、運行の効率化を図る。

公共交通の利便性・効率性の向上を図り、持続可能な移動環境を形成

### 目標

本格的な人口減少社会における地域社会の活力の維持・向上

### ポイント

- ① 地方公共団体(都道府県、市町村)が中心となり、
- ② まちづくりなど関連施策と連携し、
- ③ 面的な公共交通ネットワークを再構築

### 改正地域公共交通活性化再生法の基本スキーム

**地域公共交通網形成計画**  
= 地域公共交通に関するマスタープラン

事業者と協議の上、  
地方公共団体が関係者と  
協議会を開催し策定

地域公共交通を網羅的に見直し、コンパクトシティの  
実現に向けたまちづくりとの連携しつつ  
地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの方向性を検討。

具体的な取組に向けた計画の作成

**地域公共交通再編実施計画**

= 地域公共交通を再編するために、  
具体的に行う取組

地方公共団体が事業者  
等の同意の下に策定

国土交通大臣が認定し、計画の実現を後押し

⇒国土交通大臣の認定を受けたものについては、  
**重点的な支援**

※このほか、軌道やバス、船舶の高度化に向けた  
具体的な事業もあり。

# 地域公共交通網形成計画 策定状況

■ 改正地域公共交通活性化再生法の施行(平成26年11月)以降、平成29年6月末までに、**303件**の地域公共交通網形成計画が策定され、**15件**の地域公共交通再編実施計画が国土交通大臣により認定

北海道	函館市 深川市 岩見沢市 千歳市 釧路市 美瑛市 帯広市 岩内町 白糠町 白老町 仁木町 安平町 斜里町 音更町	福島県	福島市 会津若松市 郡山市 伊達市 南相馬市 棚倉町 石川町 楡葉町 西郷村 茨城県	千葉県	東金市 鴨川市 君津市 八街市 南房総市 佐倉市 長南町 大多喜町	福井県	福井市・大野市・勝山市・あわら市・坂井市・永平寺町 (えちぜん鉄道沿線地域) 福井市・鯖江市・越前市・越前町 (福井鉄道沿線地域) 鯖江市	三重県	津市 四日市市 伊勢市 松阪市 伊賀市 名張市 尾鷲市 紀北町	岡山県	井原市 高梁市 瀬戸内市 玉野市 倉敷市 津山市 真庭市 久米南町	佐賀県	佐賀県・唐津市・玄海町 伊万里市 鹿島市 吉野ヶ里町 佐世保市		
青森県	青森県 八戸市 弘前市 三沢市 五所川原市 むつ市	茨城県	水戸市 日立市 下妻市 常陸太田市 かすみがうら市 神栖市 行方市 牛久市 稲敷市 土浦市 龍ヶ崎市	東京都	東京都・中央区・港区・江東区	岐阜県	岐阜市 高山市 恵那市・中津川市 羽島市 美濃加茂市 土岐市 各務原市 関市 多治見市	和歌山県	和歌山県 京都府	岡山県	笠岡市(岡山県) 福山市(広島県)	長崎県	佐賀県・唐津市・玄海町 伊万里市 鹿島市 吉野ヶ里町 佐世保市		
岩手県	八幡平市 釜石市 宮古市 鹿嶋市 北上市 花巻市 岩手町 大槌町	栃木県	宇都宮市 芳賀町 塩谷町 益子町 那須町 茂木町	神奈川県	藤沢市 海老名市 大和市 真鶴町	静岡県	静岡市 沼津市(戸田地区)・下田市・伊豆市・南伊豆市・松崎町・西伊豆町 湖西市 藤枝市 小山町	京都府	福知山市 京都府・綾部市・南丹市・京丹波町 (JR山陰本線沿線) 京都府・笠置町・和東町・南山城村 (JR関西本線沿線) 京都府・兵庫県・福知山市・舞鶴市・宮津市・京丹後市・伊根町・与野野町・豊岡市 (北タニゴ鉄道沿線地域)	広島県	三原市 三次市 広島市 東広島市 廿日市市 江田島市 北広島町	熊本県	熊本県・嘉島町 八代市 水俣市 合志市 大津町 美里町 和水町		
秋田県	秋田市 湯沢市 鹿角市 由利本荘市 大仙市 仙北市 にかほ市 北秋田市 五城目町 藤里町 美郷町	新潟県	新潟県 新潟市 小糸部市 高岡市・水見市・砺波市・南砺市 (城端・水見線沿線地域)	富山県	富山県 黒部市 富山市 魚津市 小矢部市	愛知県	豊橋市 岡崎市 一宮市 豊川市 日進市 田原市 弥富市 清須市 長久手市	兵庫県	豊岡市 姫路市 神戸市 加古川市 加東市 たつの市 小野市 三木市・小野市・神戸市	滋賀県	彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町 甲賀市	山口県	宇部市 周南市	大分県	大分県・中津市・宇佐市・豊後高田市 大分県・竹田市・豊後大野市・臼杵市 別府市 大分市 杵築市 中津市 臼杵市 九重町
宮城県	大崎市 栗原市 石巻市 白石市	群馬県	熊谷市 春日部市 上尾市 越谷市 入間市 小川町 鳩山町 吉見町 寄居町 東秩父村	長野県	松本市・山形村 飯田市・松川町・高森町・阿南町・阿智村・平谷村・根羽村・下條村・売木村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村 上田市 佐久市 小諸市 駒ヶ根市 長野市 箕輪町 信濃町 木曾町 中川村 高山村 大桑村	徳島県	徳島市 鳴門市 三好市 美波市 西尾市 新城市 東郷町 豊山町 武豊町 南知多町 東浦町 飛鳥村 設楽町・東栄町・豊根村	鳥取県	鳥取県・米子市・境港市・日吉津村・大山町・南部町・伯耆町・日南町・日野町・江府町 鳥取県・鳥取市・岩美町・若桜町・智頭町・八頭町	奈良県	彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町 甲賀市	香川県	高松市 小豆島町・土庄町	宮崎県	宮崎県・日向市・門川町・美郷町・諸塚村・椎葉村 えびの市 都城市 小林市 門川町
山形県	山形市 酒田市 鶴岡市 長井市・南陽市・川西町・白鷹町 小国町	埼玉県	熊谷市 春日部市 上尾市 越谷市 入間市 小川町 鳩山町 吉見町 寄居町 東秩父村	愛知県	豊橋市 岡崎市 一宮市 豊川市 日進市 田原市 弥富市 清須市 長久手市	鳥取県	鳥取県・米子市・境港市・日吉津村・大山町・南部町・伯耆町・日南町・日野町・江府町 鳥取県・鳥取市・岩美町・若桜町・智頭町・八頭町	奈良県	彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町 甲賀市	徳島県	高松市 小豆島町・土庄町	福岡県	福岡市 北九州市 久留米市 中間市 筑紫野市 行橋市 朝倉市 豊前市 飯塚市 糸島市 宗像市 岡垣町 久山町 那珂川町	鹿児島県	鹿児島県・日南市・門川町・美郷町・諸塚村・椎葉村 えびの市 都城市 小林市 門川町 薩摩川内市 鹿屋市 日置市 行橋市 南さつま市 鹿児島市 霧島市 南城市

※142の地方公共団体が、平成29年度中に地域公共交通網形成計画の策定を検討中

再編実施計画について、  
 ・既に認定を受けた団体: 桃色  
 ・策定意向のある団体: クリーム色

## 開催の趣旨

- 平成19年の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」制定から10年。  
同法制定以降、地域公共交通確保維持改善事業の創設（H23年度）、持続的な公共交通ネットワークの再構築を推進するための同法改正（H26年度）、計画の認定を受けた事業を行う公共交通事業者等に対する出資制度の創設（H27年度）が行われた。
- その間にも、地域公共交通をめぐる状況は、特に自動車運送関連の分野を中心に大きく変化。
- これまでの取組を総括しつつ、今後10年を見据えた中長期的な視野から、考えられる取組の方向性について、様々な観点から有識者によるご意見を頂いた。

## 有識者委員

秋池 玲子	ポストンコンサルティンググループ ・シニアパートナー & マネージングディレクター	鈴木 文彦	交通ジャーナリスト
秋吉 貴雄	中央大学法学部教授	住野 敏彦	全日本交通運輸産業労働組合協議会 議長
大井 尚司	大分大学経済学部准教授	田中 里沙	事業構想大学院大学学長 ／宣伝会議取締役
大串 葉子	新潟大学経済学部准教授	谷口 綾子	筑波大学大学院 システム情報工学研究科准教授
大橋 弘	東京大学大学院経済学研究科教授	藤沢 久美	シンクタンク・ソフィアバンク代表
岡村 敏之	東洋大学国際地域学部国際地域学科教授	山内 弘隆	一橋大学大学院商学研究科教授
加藤 博和	名古屋大学大学院環境学研究科教授	吉田 樹	福島大学経済経営学類准教授
鎌田 実	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授		